

平成28年12月28日

関係者各位

事業譲渡契約締結に関するお知らせ

南部バス株式会社
代表取締役 佐藤 力

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、株式会社みちのりホールディングス傘下の岩手県北自動車株式会社（以下「岩手県北自動車」といいます）との間で当社が営む全事業を対象として、民事再生法に規定する裁判所の許可が得られること等を条件として、本日事業譲渡契約（以下「本件事業譲渡契約」といいます）を締結致しました。

本件事業譲渡契約が実行されることにより、当社及び南部バス観光株式会社が営む全事業は岩手県北自動車にて承継し、全路線バス、コミュニティバス、高速バス等につきましても、岩手県北自動車にて運行継続を致します。

1 譲受会社の概要

岩手県北自動車株式会社

本店所在地：岩手県盛岡市厨川一丁目17番18号

目的：(1)自動車による旅客運送事業

(2)船舶による旅客運送事業

(3)船舶貸渡業

(4)国内旅行業

(5)旅行代理店業 等

2 今後の日程

平成29年1月10日に八戸市にて債権者説明会を開催し、同月11日に東京地方裁判所にて債権者意見聴取期日を予定しております。その後、民事再生法に規定する裁判所の許可を得て、本件事業譲渡契約に規定する前提条件成就後、平成29年2月15日を目途に、本件事業譲渡契約を実行する予定です。

今後、裁判所及び監督委員のご指導・監督のもと、当社の事業再建に鋭意努力致しますので、関係各所におかれましては、引き続きご理解・ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

以上